

平成 27 年度の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 28 年 6 月 30 日

ソニー生命保険株式会社

平成 27 年度(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)

(単位:件)

	保険金					給付金						合計	
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計		
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	告知義務違反解除	6	0	0	21	27	1	234	131	0	16	382	409
	重大事由解除	0	0	0	2	2	0	39	63	0	0	102	104
	免責事由該当	89	1	1	0	91	21	46	8	1	0	76	167
	支払事由非該当	5	0	84	7	96	0	131	11,379	27	26	11,563	11,659
	その他	1	0	0	0	1	0	11	9	0	23	43	44
お支払い非該当件数合計	101	1	85	30	217	22	461	11,590	28	65	12,166	12,383	
お支払い件数合計	5,315	32	283	2,485	8,115	2,757	134,403	86,415	36	12,750	236,361	244,476	

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 26 年度				平成 27 年度			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
お支払い件数合計	58,283 件	58,257 件	56,892 件	58,704 件	59,249 件	60,380 件	62,614 件	62,233 件
お支払非該当件数合計	3,019 件	2,958 件	2,926 件	2,961 件	2,968 件	3,080 件	3,283 件	3,052 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 27 年度)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、子宮頸管ポリープにより子宮頸管ポリープ切除術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる「その他の子宮手術」における除外規定「子宮頸管ポリープ切除術を除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、鼻骨骨折のため手術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>ところが、受けられた手術は非観血的手術(1)であり、手術給付金の対象となる鼻骨観血手術(2)ではないことから、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>1 非観血的手術とはメス等を使わずに皮膚の外から骨折した骨を元にもどす手術をいいます。</p> <p>2 観血手術とは皮膚や筋肉をメス等で切開し、骨折した骨などの病変部等を露出したうえで医師の直視下で行う手術をいいます。</p>
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 手術給付金	<p>被保険者は子宮頸部高度異形成により入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金と手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より同病での契約日以前の受診が判明いたしました。</p> <p>判明した受診は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます。疾病入院初期給付金および手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
免責事由に該当	災害入院初期給付金 災害入院給付金 手術給付金	<p>被保険者は、大型自動二輪車を運転中に転倒し受傷されたことにより、入院し手術を受けられたとして、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求時にご提出いただいた書類では、運転免許なしの申告であったため被保険者に確認したところ、無免許運転であったことが判明いたしました。</p> <p>このため、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当することから、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
支払事由に非該当	高度障害保険金	<p>被保険者は、増殖性糖尿病網膜症により視力が低下されたとして、高度障害保険金をご請求されました。</p> <p>ところが、ご請求の際に提出いただいた診断書に記載された視力は左眼:0.03 であり、高度障害保険金の支払事由である「両眼の視力を全く永久に失ったもの()」にあたらないことから、高度障害保険金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>眼の障害(視力障害)</p> <p>(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。</p> <p>(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込みがない場合をいいます。</p> <p>(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったもの</p>

		とはみなしません。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、安静時狭心症により経皮的冠動脈形成術と経皮的冠動脈ステント留置術を平成 27 年 6 月 25 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、被保険者が過去に請求された平成 27 年 4 月 27 日の経皮的冠動脈ステント留置術の手術給付金が支払われており、手術給付金の対象となる手術「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術」の制限規定「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除	疾病入院初期給付金 疾病入院給付金 手術給付金	被保険者は乳がんにより入院し手術を受けられたとして、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書より契約日以前に検診での指摘が伺われたため、事実の確認を行ったところ、ご契約以前の乳がん検診で異常指摘を受けていたことが判明いたしました。 乳がん検診での異常の指摘は、ご契約時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、疾病入院初期給付金、疾病入院給付金、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、埋伏歯により抜歯術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術」における除外規定「歯・歯肉の処置に伴うものを除く。」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、左小指末節骨骨折により骨折観血的手術を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、手術給付金の対象となる手術の「四肢骨・四肢関節観血手術」における除外規定「手指・足指を除く」に該当するため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。
告知義務違反解除 (復活時)	がん入院給付金 退院後療養給付金 がん手術給付金 がん診断給付金	被保険者は胃前庭部癌により入院し手術を受けられたとして、がん入院給付金、退院後療養給付金、がん手術給付金、がん診断給付金をご請求されました。 しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書よりご契約の復活以前の受診が伺われたため、事実の確認を行ったところ、復活以前の通院・がん検診で異常を指摘されていたことが判明いたしました。 通院やがん検診での異常指摘は復活時に告知していただく事項ですが、告知をいただけていないため、ご契約は解除のお取り扱いとさせていただきます、がん入院給付金、退院後療養給付金、がん手術給付金、がん診断給付金はお支払いいたしませんでした。
支払事由に非該当	手術給付金	被保険者は、胃 MALT リンパ腫により、放射線治療を受けられたとして、手術給付金をご請求されました。 しかしながら、照射した総線量が 30 グレイであったため、手術給付金の対象となる手術の「新生物根治放射線照射」における制限規定「50 グレイ以上の照射」に該当しないため、手術給付金はお支払いいたしませんでした。

支払事由に非該当	手術給付金	<p>被保険者は、左尿管結石症により体外衝撃波腎・尿管結石破碎術を平成 27 年 10 月 16 日、10 月 30 日、11 月 20 日に受けられたとして、手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、手術給付金の対象となる「手術」における「衝撃波による体内結石破碎術」の制限規定にて「施術の開始日から 60 日の間に 1 回を給付の限度とする。」と定められており、被保険者は、過去に平成 27 年 9 月 25 日に受けられた同手術についてご請求され、手術給付金をお支払いしていたため、今回ご請求いただいた手術給付金はいずれもお支払いいたしませんでした。</p>
----------	-------	---

以上